

標 題：

乾貨物船の損傷制御図について

(74 SOLAS 89 Amendments

Chapter II -1/ Reg.23-1関連)

NKテクニカル インフォメーション

No. : 132

Date : 平成 6 年 3 月 2 8 日

関係船主，造船所各位

拝啓、貴社益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

さて、御承知の通り 74 SOLAS 89 Amendments において、同改正の新船で 500 総トン以上の国際航海に従事する乾貨物船 に損傷制御図の掲示が義務づけられております。当該損傷制御図は、同 SOLAS 90 Amendments の「貨物船の区画及び復原性」(Chapter II -1/ Reg.25-1~10) いわゆる損傷時復原性規則の適用の有無に関わらず、上記アンダーラインの該当船はこれを所持することが義務づけられておりますので、御注意くださるようお願い申し上げます。

尚、御不明の点がありましたら、弊社船体部までお問い合わせ下さい。

敬具